

## シンポジウムII

# 子ども・青年とともに平和な未来を

コーディネーター 田中孝彦 さん（教育学者）

シンポジスト 香山リカ さん（精神科医）

嶽村久美子 さん（福岡県保育センター）

大学院生 （福岡から）

特別発言 河浦龍生 さん（子ども家庭支援センター「はぐはぐ」センター長）



コーディネーター  
田中孝彦 さん

午前中のシンポジウムIとリレートークをふまえて、シンポジウムIIを始めたいと思います。

最初に私からシンポジウムのねらいと趣旨を申し上げます。午前中のシンポジウムIで、内山仁さんが、今年の春に起きた福岡県池田町の中学生の「自殺」に触れました。私も、それは象徴的な事件のように感じていますので、午後のシンポジウムの導入の意味で、少しご紹介したいと思います。

### ある中学生の「自殺」 — 繰り返される教師の叱責で

公表されましたのでお読みになった方々も多いと思いますが、10月15日に「池田町・学校事故等委員会」の報告書が出されました。

まず、事実についてまとめられて記されている箇所を読みます。「その日(3月14日)午前8時頃登校後、同級生が1階から2階へ上がる本生徒に気づき声をかけたが、本生徒は返事をしなかった。本生徒は、朝学習にも参加せず、教室に姿を見せなかった。同日8時25分頃から本生徒の行方を探し始めた。3階廊下に本生徒のカバンがあるのを発見し、窓の下を覗くと本生徒が倒れていた。同日午前10時41分、病院で同生徒の死亡が確認された」——そうまとめられています。

そして原因について叙述した箇所、同報告書は、次

のように記しています。「本件事故発生までの経緯、家族や他生徒への発言、本件事故当時の本件生徒の行動、発見時の状況、遺書とみられるノートの内容などによれば、本件事故は自死であることが明らかである。」「本生徒は中学校2年の10月以降、課題提出の遅れや生徒会活動の準備の遅れなどを理由に、担任や副担任から厳しい指導叱責を受けるようになり、教員の指導に対する不満を募らせていった。叱責を受け、課題の遅れなどに適切に対処できない日々が続く中で、精神面における外傷的な体験をし、自己評価や自尊感情を損ない、事故直前の3月6日以降、担任から生徒会をやめるようにとの叱責や、副担任から弁解を許さない叱責など、関わりの深い担任・副担任から立て続けに強い叱責を受け、精神的なストレスが大きく高まった。一方で、指導叱責について家族に相談したが事態が好転せず、絶望感が深まり自死を選択したものと考えられる」としています。

そして、この報告書は、「提言」として、「生徒の指導は、生徒の持つ潜在的な能力を引き出す働きかけでなければならない。そのためには生徒にとって無理な課題を与えたり、課題未提出に対してはただちに叱責を繰り返してはならない。教育上時には叱責も必要であるが、他者にわかるような大声の叱責、それを通して他の生徒を威圧するような叱責、生徒の尊厳を傷つけるような叱責、何度も繰り返されるような叱責はあってはならない」と書いています。

さらに「子どもの権利条約には、保障されるべき子どもの権利が規定されている。すべての子どもは、その子なりに感じる力、考える力を持っている。すべての大人はその子どもの想いをしっかり聞き、受けとめる努力を惜しんではならない」と結んでいます。

## 「自殺」に追いこんだ「指導」はなぜ？

私は、この報告書に記されているような事実や問題は、程度の差はあっても、今日の日本の社会や学校の中で起きているように感じ、そうした日本の社会と学校の現実を見据えなければいけないと感じています。この報告書は、町の教育委員会が設置した「学校事故等調査委員会」が事実の調査、関係者からの聴きとりをもとに作ったものであり、私たちは、このような現実・問題が、日本の社会と学校の中に少なからず存在することを直視する必要があります。

ただその一方で、教師たちが、なぜ、どういう経緯を通して、「原因は、学校・教師にある」と指摘されるような状況になっていったのか、その過程と原因については、この報告書には、必ずしも詳しくは書かれていません。行政によって設置された委員会の報告書であるという制約や、そのほかいろいろな制約があって、これ以上踏みこめなかったのだとは思いますが…。

私は、今、日本の教師たちが、この報告書を読みあい考えあうことが大切なのではないかと感じています。そして、「とんでもない教師」と言って問題を終わりにしてしまうのではなく、「なぜ教師たちが、ここまで追いこまれてしまったのか」というところまで考えあわなければならぬのではないかと思います。そして、教師たちだけではなく、父母・住民、子どものために働く援助職の人々、自治体の職員の人々が、一緒に読みあい考えあうような動きを、この地域でも日本中の地域でも、創り出していかなければならないのではないかと考えているところです。

## 憲法の「平和のうちに生存する権利」を、子ども・若者の権利として読み深めよう

この報告書は、最後の部分で、「子どもの権利条約」の精神の重要さにふれています。これを読んで、私は、日本には「日本国憲法」や1947年に制定された「教育基本法」があり、「子どもが幸福を追求し、人間的に生存していく権利、そのために学習する権利」を保障しようとしてきたことをはっきり思い起し、問題を考えていく根幹に、子どもとおとな、教師・援助職が「憲法」と「47年教育基本法」と「子どもの権利条約」を読み、深めていくことを据えて、多様な動きを創り出していく必要があると、改めて痛感しています。

このシンポジウムⅡでも、そういう方向で、具体的な問題を論議し、それらを考える私たちの共通の拠り所をじっくりと確かめていくような、論議を展開していただければと思っています。



## 幼児期の 豊かな育ちを

嶽村久美子 さん

保育センターは、子どもを真ん中に、保育者と研究者と保護者がみんなで、自分が持っている学びや運動を共有しながらやっていると、1979年につくられました。

皆さんもご承知のように「保育園落ちた。日本死ね」というブログが発信されて、マスコミや国会で取り上げられるようになりました。

私たちは日常的に全国の保育関係者と手をつないで、学習や運動を交流しています。毎年秋には署名にとりくみ全国集会を開き、今年も国会議員との懇談を行いました。

### 変わる保育の制度・内容

この大きな力が2012年に発揮されました。ご承知のように今、国が公的な保育制度を崩そうとしていまして、2012年には保育現場に規制緩和、市場化を持ちこみ、児童福祉法第24条を崩してしまおうという動きになりました。

保育センターは福岡市保育協会に懇談を求め、ちょうど会長が全国の諮問機関におられたので「こんな制度改悪を認めさせていいのか」と訴え、福岡から発信して全国の園長さんたちと一緒に声をあげ、この動きを阻止しました。児童福祉法第24条1項に、「保育を必要とする場合は、市町村の責任で保育をしなければならない」と明記させました。全国で格差のない保育環境がつくられ、さらに保育を豊かにしていこうという、保育関係者の願いが実ったとりくみになりました。

2015年から「子ども子育て支援法」がスタートしました。今は、乳幼児の問題は内閣府、文科省、厚労省が管轄しています。そして市町村が運営する保育所（公的保育所）以外は、すべて直接契約になっていまして、子どもの生活にいつそう大変な格差が入りこむようになっていきます。

2016年に児童福祉法の改正で、学童保育も認められ「子どもは権利の主体です」と明記されました。でも保育の現場から聞こえてくるのは、子どもの人権、働く保

育者の権利、保護者の人間的な暮らしがしたいという切実な声など、「生存権」が脅かされているのが実態です。

来年度（2018年度）から、制度だけでなく保育内容も大きく変わります。「保育所保育指針」、「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」が施行されます。国は幼児期に育てほしい姿を10の項目で明確に表しています。これは午前中の俵さんや福島大学の大宮勇雄先生も指摘されているように「この指針は、小学校での授業や生活が円滑に行えるように、子どもに自己抑制と周囲への同調を求める」観点からつくられています。

### 子どもと保育をめぐるさまざまな問題

今日は、実行委員会の方から、3つの点で報告を求められました

#### ① 子育ての実態について

私自身は、今は幼稚園をやめて公民館での子育てサークルのボランティアとか、毎週月曜日に自宅を開放して「なかよし文庫」を主宰しています。そこにおられるお母さん方に少しインタビューをしてみましたら、「安心して遊べる場所がない」「マンション住まいなので音をたてないように暮らさなければいけないので、子どもを叱ってばかりいる」「子育てが思うようにいかない。相談する相手がいない」「ママ友ともめている」などの声があがりました。私が先日、若いお母さんに「助けて！というのは大事よ」と言ったら、「嶽村さんにそう言われたので、『睡眠時間がとれず眠れない』と言ったら友だちがスーッと引いてしまった」などとも言われました。

ケータイを手放さず、子どもの目を見ないで会話をしている若いお母さんの姿もとても気になります。

福岡市には幼稚園が119園あり、すべての園で「預かり保育」をしています。十分に施設が整わない中で、朝7時20分から夕方7時まで行っている園もあります。幼稚園に企業が入ってきて、英語とか水泳とか体育などが盛んです。

11月から入園募集が始まりますが、園の教育よりも「どのくらい保育時間が長いのか」とか「給食はありますか」「通園バスはありますか」などの問い合わせが多く、「ありません」と答えると電話をガチャンと切る人もいます、ある園長が話してくれました。

2歳児から預かりますから、大きなリュックサックを背負って通園バスに乗る子もいます。朝夕の通園バスが、親同士、保育者同士の会話もなく、マンションごとに慌ただしく子どもを拾っていく姿を見て悲しく思います。

幼稚園は外遊びができる園を選び、帰宅したら習い事や塾に行かせる家庭も多い。親同士、子ども同士のつながりがとても希薄になっています。

子どもの権利条約第31条には、休息、遊びの権利や、文化的芸術的生活への参加が謳われていますが、なかなかそうなっていません。しかし子どもたちは遊びの名人ですから、「時間」「空間」「仲間」を保障することで、本当に生き生きと育っていきと思っています。好きなことに夢中になって、自分なりの想いや考えをいっぱい喋って、身体で表現して、おとなや仲間認められて、つながりを実感することで育っていきと思っています。

大宮勇雄先生が保育者、保護者に向けて、「政府がつくって現場におしつけようとしている保育目標は、実際に学んでいる幼児の姿からつくられたものではありません。私たちのよりどころは日本国憲法で、特に第26条の教育を受ける権利です。そして幸せな日々を創り出すことこそが保育の最終の目的です。その中で私たちの大事な子どもたちは、必ず『力強い学び手』に育ちます。私たちは日本国憲法に基づいた保育をする必要があるのではないのでしょうか」とエールと送っています。

私は、幸せな日々は、平和な毎日の暮らしの中で紡がれていきと思っています。

#### ② 乳幼児が抱えている育ちの問題

◆先ず乳幼児が抱えている育ちの問題ですが、子どもたちはおとなの生活にすごく影響を受けます。幼ければ幼いほど、おとなの生活スタイルに影響されます。親の生活時間が不規則で、早寝早起きができない。子どもにとって当たり前前の生活が、いま変わっているように思えます。おとなの生活の手順とか過程を、子どもたちに見せられなくなっていると、保育者は嘆いています。

食の問題では、コンビニとか冷凍食品の普及にともなって、「料理が作られる過程」や、食材そのものの形や色、匂いを鼻で嗅ぐという体験をしたことがない子どもが増えています。人間は生きていくために食べる力をつける必要があるけれど、食生活そのものが壊れているように思います。

◆もう一つは、幼稚園・保育園の先生方から「最近子どもたちの身体がおかしいね」とよく言われます。つまづいた時にとっさに手が出ないで、顔から地面にぶつかり歯が折れたとか、投げられたボールを手で受けられずに目に当たるとか、真っ直ぐに走れないで蛇行するとか、ケンカをして殴った方が骨折するとか…。これは1970年代にテレビが普及してからおとなが快適さにどっぷり浸かった結果だな、おとなの責任だなと思っています。テレビやゲームがあって、紙おむつがあって、レトルト

食品があって、車があって…という生活が、子どもの成長を歪めているように思います。

◆もう一つは機械音に囲まれた子どもが、肉声に反応しなくなっているということも、保育者の中で問題にしています。子どもと目と目をあわせて会話をし、一緒に自然を感じながら、暮らしたり、遊んだり、散歩したり、共感しあうことができにくい世の中になっています。

すぐに「疲れた」という子が増えているのですが、共通しているのは腰の力で、背筋とか腹筋の力が落ちていると専門家が言われています。外で走りまわって遊ばないので、汗をかくことが少なく、低体温の子が増えています。人間が進化の中で獲得した直立二足歩行が危ない！と保育者は警鐘を鳴らしています。

身体の変化は心の変化にも影響しています、意欲的にものごとにとりくめない、夢中になって遊んだり、いろんなことに興味を持つ姿が弱まっている、と言われていきます。大脳の力は「活発に動く時」と「コントロールする時」の二つで発達していくと言われていきますが、喜々として興奮して遊ぶ力を育てることが大事だと思います。

バスの中で、お母さんが0歳児にipadを触らせているのを見て、大変な時代だとびっくりしました。

意識的に体を動かして遊ばせないと、体と心を発達させ頭を働かせることはできないと思います。

◆背景にある、保護者の生活態度ですが、『ちいさいなかま』（12月号）で特集された「もうクタクタ／仕事と子育て」という記事の中の保護者の声を紹介します。

「子どもが病気になった時につきあってあげられない」

「定時で帰れる働き方を望む」「復帰明け、小学校入学時、介護の時に、時短が取れるとよい」「長時間働かなくても生活できる賃金が欲しい」「やるべき仕事如山積みで、睡眠時間を極限まで削ってイライラするとうまくいかない」

「核家族で助けてくれる人がいない」など大変な状況がいっぱい書かれていました。

保育者の集まりで「この頃どうですか」とインタビューしたら、「一人親の家庭がすごく増えている」「ダブルワークの方もいる」「毎日の生活がいっぱいいっぱいで生活のリズムが定まらず、園の活動に支障をきたすこともある」「生活保護を一緒に受けとりにいくこともある」「心の病で子どもの世話ができない人がいる」「お弁当をつくれなくて、お弁当が必要な日は子どもを休ませている」など、様々な状況を聞きました。

憲法 25 条に定められている健康で文化的な最低限度の生活が保障されていない実態があります。そういう中でも「一人ぼっちな親をつくらない」というスローガンを掲げて、仲間づくりにとりくんでいる保育園もありま

す。

### ③ 保育行政の問題

最後に保育行政の問題ですが、国の公的保育制度崩しに対して、国会前で「私の子どもはコインロッカーに預ける荷物ではありません！」という怒りの声をあげた方がいました。福岡市の待機児童は、認可保育園をつくらず定員を超えての受け入れで対応しているのです。だから保育園のマンモス化がすすみ、200人以上の保育園が40園、そのうち300人以上は4園もあります。株式会社の認可園は8園に増えました。西鉄経営のキコランという保育園が最近閉園になるというニュースがありました。西鉄駅構内で預けやすいと宣伝されていたのですが、利益が上がらないとサッサと撤退するのが企業の保育園の実態です。

国は認定子ども園への移行をすすめています、これは私たちの「格差のない保育を」という願いに逆行するものです。認可保育所は、近くに公園があれば法的に認可されるので、我が家の隣の公園の近くに新設した4園の子どもたちがゾロゾロ遊びに来るのです。

私は大変怒っているのですが、国土交通省が待機児の対策のため、「保育室におひさまがあたなくてもよい」という方針を出しました。ビルの谷間でも、自然の光がなくても、遊び場がなくても、非常時に避難できなくて保育園が建設できる。これは憲法違反、子どもの権利条約に反していると心配しています。

最後に保育者の実態です。ご存じのように保育者の賃金は全産業平均を9万円も下まわっています。特に問題なのは労働時間です。最近では子どものアレルギー対応、夜間休日保育、教育やしつけ、子育てのアドバイス、親同士のもめごとなど、保育者の仕事は増えているのです。それなのに人手不足で仕事が過密になっています。残業している人は42.4%（全産業の女性労働者は36.8%）です。原因はすべて国の財政支援の不足です。

福祉保育労の調査では、「職員配置が少ない」（70%）、「もう続けたくない」（37%）、その理由は、「賃金が安」（37%）、「仕事量が多い」（25%）でした。子どもだけでなく、専門職の職員も大切にされていません。子どもの権利条約の観点からも、保育者の処遇改善は必要です。

こうした中でも、私たちは保育センターを中心に「保育九条の会」をつくって、平和な暮らしの中で、安心して子育てができるように、皆さんと力をあわせていきたいと思っています。

## 悩む権利、 迷う権利を

香山リカさん



子どもの権利条約など子どもの権利の話がありました  
が、私が皆さんに訴えたいのは、子どもに「悩む権利」  
とか「迷う権利」をぜひ認めてほしい、ということです。

私は大学の教員ですが、もとは精神科医で、今でも精  
神科医として診療所で外来の臨床をしています。20代の  
若い人もきます。「精神科医は大変でしょう」とよく言わ  
れますが、あまり大変ではありません。それは、みんな  
自分の悩みをあまり話してくれないからです。

### 自分ができていない

私の印象では、若い人のタイプは二つにわかれています。  
一つは子どもの時から虐待、暴力とか、ネグレクト、  
性的虐待を受けていて、自分がまったくできていなくて、  
日常生活さえどう送っていいかわからない子どもたちも  
います。その人たちに「何を悩んでいるの？」と聞いて  
もまったく話せないし、話せる訳がありません。何をど  
うやっていいかわからなく、まったく場違いのことをや  
ってしまうとか、それこそ「発達障害」として見えてし  
まうのですが、よく話を聞くとそうじゃない。

基本がまったくできていなくて、自分に対する信頼感  
がまったくない、そういう人がいます。

### 内面を語れない、言葉を紡げない

一方で、今まで通りに「生きづらいとか、生きるのが  
シンドイ」という人が来るのですが、そういう人たちが  
変わってきているのです。

これまでなら「どうして私は生まれてきたのでしょうか」  
とか「何のために生きているのかわからないのです」  
とか、よく自分のことを話します。「私は過去にこうい  
ったことがあって、これにすごくこだわって、それが乗り  
越えられない」とか、「ある人に対する憎しみが消えない  
のです」とか、いわゆる内省的に語るのですが、最近は  
そういう人が減ってきました。「とにかくウツなんですよ。  
何とかしてください」とか、「リストカットをした私がい  
るんですよ」とか、他人事みたいにプツンと言う人がい  
ます。「死にたいんですよ」という人もいます。

この前、座間市で9人が殺された事件がありましたが、  
そのうち8人が自殺願望だったと言われています。あの  
人たちがネットに「死にたい」と書いて「じゃあ死にま  
しょうか」と言われて「はい」と言ってしまう…（乱暴  
な言い方ですが）。

昔のように、こちらが困るくらいにクドクドと長い手  
紙を書いてくるようなことはありません。過去について  
聞いても「あまり覚えていないです」「よくわからないで  
す」と言って、長い言葉を紡ぎだせない感じです。悩み  
を語れず、内面そのものを問題にできずにいます。

いろいろ聞いても逆に「それがどうしたの？」と言わ  
れて、「そんなことより早く治らないと就活に困るから、  
何か薬を出してください」と言われ、すぐの解決を求め  
られてしまいます。

この“内省的でない、過去にこだわらない”というの  
は、何でしょうか。

私が思い出すのは戦後70年の「安倍談話」です。あ  
の時は「ポジティブに未来思考で」とか、「次世代に謝罪  
を続ける宿命を負わせてはならない」みたいなことを言  
って、「謝罪は終わりました」として過去と切断させ、考  
える作業を終わりにさせる。「それよりも今後どうする  
かを考えましょう」と言って、「なぜこんなことが起きたの  
か？」と、終わったことをいつまでも責めても意味がない」と  
いう。

安倍談話は一部では画期的だと言われました。

しかし私にはこれが、今の若い人に内面についてい  
ろいろ聞いた時に「それよりも来週は就活だから何とかし  
てください」と言ってくるのと、重なって見えてしま  
います。私には「あゝ こういう人を育てたかったのか」と、  
もうすでにその教育の効果が表れているように見えてし  
まいます。内面が空疎で言葉にできず、すぐ結果を求め  
てしまう。過去や歴史には目を向けられない人という感  
じです。

### 都合の悪いことは なかったことに

今、個人の話をしましたが、それを社会的に見ればど  
うなるか。過去に目を向けないようにしようとしても、  
アジアや世界の中で「日本はこういうことをした」とい  
ろいろ言われる。そうすると何がおこるかといえば、歴  
史の修正です。この前、大阪市が、サンフランシスコの  
街に慰安婦像ができたという一瞬の出来事だけで、60年  
間積み上げてきた姉妹都市の関係を切ってしまうとい  
うことがありました。

過去のことで都合が悪いことを言われたら、それをな

かったことにしてしまい「もう忘れまして」と言う。もっと都合が悪かったら、それを書き換えなければいけなくなります。従軍慰安婦は捏造ですか、それは考え方の違いですか説明するのがめんどくさいからと、歴史を書き換えてしまうのです。「誰が見たんだよ。あなたは見てないでしょ」とか言って。

イギリスのジャーナリストという人が「大東亜戦争は、本当は日本が勝った」という本まで出すという時代です。もう少しすると高齢化がすすみ、敗戦を経験した人がいなくなるので「日本は負けたっていうけれど、あなたは見てないでしょ」と言って、書き換えてしまいかねない。そして過去に目を向けずに「何の問題もない」ことにする。それが午前中のシンポジウムでのお話のように、教育の世界にヒタヒタと降りてきて、いやな形で実を結びつつあるのではないのでしょうか。

精神科の患者さんというのは、社会の雰囲気が一番先に察知する人だと言われています。

私が精神科の臨床の場で出会っている若者の状況——空疎で、言語能力のなさ、共感性のなさ、想像力のなさ、自分の過去や内面にさえ目を向けようとしな——という感じが、この先もっと多くの人に広がっていくのかな、と思うとそれは恐ろしいことです。

### “読んで考える”ではなく“見て感じる”がトレンド

最初に田中孝彦さんが、福井の自死事件の報告書を読むべきだ、読んで考えるべきだと言われました。

でも「読んで考える」という言葉は、もう少ししたら若者にとっては死語になるのではないかと思うぐらい変わっています。

今年の流行語大賞は「インスタ映え」（つまり写真）です。おいしそう、とか、カッコいいとか、おもしろそうとか、「見て感じる」のがトレンドで、「読んで考える」などというのが、ものすごく古い世代のこのように見える。若い教師が「これは福井のことだけれど、私の北海道でも起こるかもしれない」と思って、「よし考えよう」となるのか？

プロセスが3つもある、“他者のこと”を“読んで”“考える”などというのができるのか？と感じてしまいます。

田中さんが「教師を責めることではなくて、なぜそんなことが起きたのか、そこまで追いこまれてしまったのかを、社会の問題として考えよう」と言われていたが、そういうことが今の社会では、まったくない、欠けてきているように思います。

例えば犯罪がおきた時に「なぜ起きたのか。その犯人

(加害者)はなぜそんなことをしなければならなかったのか、社会の問題として考えよう」という姿勢がない。ただ厳罰化をすすめるだけです。

少年犯罪の場合も厳罰化の動きが出ています。

私は医療少年院の精神科医もやっていますが、聞くと実態はひどいと言っていました。強制、脅し、説教、何ら医療は行われていない。ここに来る子こそていねいな医療が必要なのに、です。虐待を受けてきたり、人間性が育てられていなかったりして、犯罪を犯しても、犯罪が悪いかどうかもわからない子に対して、医療が行われていないのです。この先が恐ろしいような状況です。

そんな中で私は、「すぐに決めたり、パッと見てカッコいい」と感じるのではなくて、「あっちでもない、こっちでもない」とか「こうだと思ったけど、やっぱりこうじゃないか？」とか、逡巡することの大切さをとても感じます。それをしているのだ！と子どもに伝えたいです。

子どもに速押しクイズのように「正解」を求めるのではなく、「十分迷ってもいいんだ、悩んでもいいんだ」「自分の過去にとらわれて、ウンウン唸ったり、傷ついたりしてもいい。それは悪いことではないのだ」と伝えたいと思います。

### 子どもに迷い悩む時間と場所を

今は何でも「前向きに、未来思考で」となっているけれど、特に若い子には「ああだ、こうだと迷っていい」「ああすればよかったと悩んだりしていい」それができるのが学校にいる間だけだと思います。会社にいくと「すぐ成果を出せ」と言われる中で、それが許されるのは学校だけなので、そういう時間を十分に与えてほしいのです。

しかし、「道徳の教科化」などで、迷ったりできず「こういう態度が正しいのだ」と教えこまれるようになると、「どこで子どもたちに、その『迷い、悩む』時間が与えられるのか。その場所はどこなのか」と思います。以前は精神科の診察室や学校の保健室が、点数がつかない評価されない「迷いの場」だったのですが、そこでさえ言葉がない時間が続く中で、どうするのかを考えています。

今日は皆さんのお話の中で、同じようなことがいろいろ場で起きていることを知りました。

どこで迷わせるか、ためらわせるのか、そんなことを自分なりに、もうちょっと考えていこうと思いました。

## 子どもたちと どう向きあうか

河浦龍生 さん



子ども家庭支援センターというのは、福岡市に2カ所あり、児童相談所の支所みたいな機能を持つ施設です。通所といって、基本的には通って来てもらうのですが、長い人は1年半くらい通ってこられます。新規相談者は年間100件を越します。どういう相談かというと、不登校、家庭内暴力、万引きを繰り返す、金品持ち出しを繰り返す、情緒不安定で情動行動障害のような激しいパニックになったり、感情爆発が止まらない、自傷行為を繰り返すなどで、小学校2年生から5年生の子どもの相談です。

### 発達の特性が理解されていない

背景はほとんど発達の問題です。発達に特性があって、それが親に理解されず、学校からも理解されず、本人には理不尽な激しい叱責が続き、二次的な問題としてそういうことが起こるのです。不登校の子もいるのですが、これが冒頭の福井の自死事件と関連します。ここの不登校の子たちの中にも、先生から大声の強い叱責があり、先生が怖くて学校にいけなくなったという子も何人かいます。先生から胸ぐらをつかまれたとあって、閉じこもっている小学生もいます。深刻なのは、こういう子に向きあってきたお母さんが、そういう子の特性を理解できず、拒否感を形成してしまうことです。一緒に住むのはイヤだという感じになったり、「子どもの食べ残したものを食べられないんです」と言ってきたり、子どもから腕枕をしてくれと言われてするのですが「鳥肌が立つ」というお母さんもいました。こういう子はお母さんにしがみつくように、暴言があり、暴力があり、命令口調を繰り返すなど、深刻な状況があります。

従って、先ほどの福井の自死事件は、まったく他人事ではなく、とてもショックを受けました。特性があった子が、激しい叱責の中で土下座をして謝ったとか、過呼吸になったということも報道されていました。とても他人事とは思えませんでした。基本的には発達の特性について、「早期発見のしくみ」「理解と対応をすすめていくしくみ」が大切です。

### こわい思いをさせてしつけるという「子ども観」

しかし私は、この問題の奥にはもう一つ「子どもとの向きあい方」という問題があると思うのです。今年の福井の件だけでなく、去年は北海道の2年生の「置き去り事件」というのがあり、これもショックでした。このお父さんは日頃から子どもに不適切なことをする方ではありませんでした。でも子どもが言うことを聞かず、置き去りにしたのですが、報道に対して「親としての権威を示さなければ、こわい思いをさせてしつけをしなければならなかった」と言っていました。これには日本における「おとなの子どもとの向きあい方」が広く定着していると思いました。日本社会では、子どもが言うことを聞かないと、親は痛みや恐怖を与えてでも導いていく——子どもは教え導く対象である。痛みや恐怖を与えてでも教え導かなければならない。もっと言えば、子どもは一段劣った対象であり、それを引き上げるのはおとなの責任であるという子ども観が一般的にあるのではないかと思いました。

### 子ども観が試される

これは子どもの権利条約の精神とまったく違います。子どもの権利条約は、どんな子どもでも、子ども自身が権利行使の主体となっていく、おとなと子どもがパートナーシップの関係になることですが、これを日本が批准してから20年経つのになかなか定着しません。

ところが昨年(2016年)5月に児童福祉法が改正されました。これは過去最大の改正です。その理念が大幅に変わり、第1条には「子どもの権利条約の精神」に則って、子どもの権利を保障していくという文言が入ったのです。これは革命的な改正ではないかと思います。しかも子どもの権利の保障のために「子どもの最善の利益」を考慮するという、これも子どもの権利条約の原則になっている文言が入りました。世界各国、特にヨーロッパでは子どもの権利条約を批准した後、諸法律を変えてきたのですが、二十数年経ってやっと日本もスタート台に立ったのではないかと思います。

これから子どもたちに向きあう時は、★子どもの権利条約の精神に則って、★子どものパートナーになって、★子どものことを決める時には、子どもの最善の利益を考慮して、★おとなの利益や管理優先ではなく、向きあっていくこと。それを先ずやるのは教育現場ではないかと思っています。そこから家庭や地域に広がっていく。我々はそれを応援していきます。

子どもの権利条約の精神は「子どもが言うことを聞か

ない時にこそ、実は試される」のです。その時に、内なる子ども観が試され、子どもと対等平等の関係で向きあっていける。その応援をしていきたいです。

.....  
コーディネーター  
田中孝彦 さん

それでは、残りの時間はあまり多くはありませんが、お互いの話を聞かれて、さらに聞いてみたいこと、つけ加えておきたいことかありましたら、お話しください。

嶽村久美子 さん

私も「悩むこと」についてですが、さっき、「助けて」と言えないお母さんの話をしました。自分が悩んでいることを、「悩んでごめんなさい」と言って子どもの前で泣くのだそうです。そのお母さんに私は「悩んですごく大事なことよ」と言っているんです。保育者は「困った子」を「困っている子」と言って、子どもが「困っている状況を出した時」がサインで、子どもが大きく成長する時だと考えています。だからそのお母さんの相談を受けた時も「悩んでいるあなたが大好きよ。一緒に悩みを話しましょうね」と言いました。

若い方は、何か悩むことが自分の価値を低くする、恥ずかしいことのように感じているように思いました。悩むことは当たり前なのに、若い人たちは、それは悪いことと思って、言葉にすらしめないのだなあと思いました。

香山リカ さん

今のお二人のように、迷うこと、悩むこと、ためらうことの“価値”みたいなものを、別の他者が肯定的にとらえ「それでいいんじゃない」とか「悩むあなたはステキよ」と言ってあげて「迷うのは当然だ。一緒に考えましょう」と言って外から支えていく人がいるのは、とても大きなことだと思いました。

ためらっている自分は“グズグズしている”としたり、答えが出せない自分は“どこか欠けているのではないか”と悩んでいる時に（「何でわからないの！」とか言うのではなく）、「決まらないのは当然だ」「ゆっくり時間をかけて考えるのは当たり前だ」とか「考えが途中で変

わることもあっていいのよ」と言って、保護者や若い先生を支えていくことが大事かなと思いました。

河浦龍生 さん

大切なのは「悩む場所」なんですね。悩む場所、安心できる場所が必要なのです。そして子どもが悩む時に、安心できるおとながいてほしいのです。それが家の中で居場所をなくし、学校の中で安心できる場所をなくすと、子どもたちは本当にさまよいます。特に発達の特徴がある子ほど、安心な場所をなくしてしまいます。これは子どもたちの問題というより、社会の問題、社会がこういうこともたちを排除しようとしているのではないか、と思っています。

## あらためて 子どもたちと憲法を読み深めよう

コーディネーター (田中孝彦 さん)

私は、この20年、「臨床教育学」の研究・教育を目的とする大学院で、現職の教師や看護師・福祉職・カウンセラーで、「学習しなおしたい」「研究したい」と思い、働きながら大学院生になった人たちと、学習・研究を共にするという経験をしてきました。そうした現職大学院生のなかには、たとえば、教師で、子どもたちと真剣にかかわってきたつもりなのに、「学級崩壊」といわれる事態になってしまい、自分を「情けない」と感じる感情や、子どもたちへの「怒り」の感情をためている、そうした人たちが少なからずいました。

そのなかで、極めて重要だと思ったのは、同じ大学院に集まった医療・福祉・心理・教育などの諸領域の現職の援助職・教育職の人たちの間で、生徒・患者・クライアントに「怒り」を感じたり、そうした自分に「情けなさ」を感じたりしてきた体験が、自分にもあり誰にでも起こりうることとして、徐々に語り合われるようになっていったことです。今日のこのシンポジウムで、みなさんの発言を聞かせてもらって、そのことを思い起しました。

子ども・若者の育ちを支えようとしている私たちおとなにとって、またそれを仕事としている援助職・教育職の人々にとって決定的に重要なのは、「悩み」ながら「停



滞」しながら考える「時間」、そのために必要な学習をする「時間」なのではないでしょうか。そして、とりわけ子ども・若者にとっては、「悩み」「考え」「学習」する「時間」を過ごせるということ、それこそが生きる「権利」なのだといってよいほどなのではないでしょうか。

今日、みなさんのお話を聞いて、自分たちの悩みやいらだちを根っこのところから考えていく、じっくりと考えあっていく学習の一つとして、憲法の「平和のうちに生存する」権利（前文、9条）、「生命、自由及び幸福追求」の権利（13条）、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利（25条）「教育を受ける」権利（26条）などの人権諸規程を、子どもたちと一緒に読みあい、語り合っていくことが大切ではないかと、改めて思いました。

私が、この「教育子育て九条の会」に参加しているのは、そのためです。子ども・若者たちと一緒に、全国各地で、憲法を読み広げ、読み深めていこうではありませんか。